

広島市規則第 38 号

令和 7 年 3 月 31 日

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で

定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則（平成 14 年広島市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「（広島県市長会に限る。）」を削り、同条中第 25 号を第 26 号とし、第 11 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 10 号中「公益社団法人広島市シルバー人材センター」を「公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地方公務員災害補償基金

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。